

Japan Corporate / M&A Newsletter

産業活力再生特別措置法の改正

本年4月30日、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成21年法律第29号)(以下「改正産活法」という。)が公布され、一部は同日に施行された。改正産活法による改正は多岐に渡るが、重要性が高い改正は、公的資金を活用した一般企業への資本強化策を盛り込んだ出資円滑化の支援措置の新設であろう。

【執筆担当:新城浩二】

改正産活法に基づく改正点は、①出資円滑化の支援措置の新設、②企業や大学に分散している技術を集約・活用するための官民投資ファンドの創設、③中小企業の事業再生支援の強化、④認定企業への民間金融機関の融資に債務保証する制度の拡充及び⑤省エネ設備投資額の即時償却の制度導入等と多岐に渡るが、以下においては、その中でも最も重要性が高いと思われる公的資金を活用した一般企業への資本強化策を盛り込んだ「出資円滑化の支援措置」について概説する。

昨今、将来的には業況の回復が見込まれるものの、世界的な金融危機の影響により一時的に自己資本が大きく毀損し、出資を受けなければ資金調達が困難な企業が生じることが危惧されている。このような企業への出資を円滑にするため、日本政策金融公庫による損失補填の対象に、指定金融機関(日本政策投資銀行等)による出資が新たに加えられた(産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)第24条の2、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項第2号)。企業が当該制度を利用して指定金融機関から出資を受けるためには、以下の(1)及び(2)の2つの要件を満たす必要がある。

(1) 産活法に基づく計画の認定を受けること。(認定を受けるためには、以下の①及び②が必要となる(我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(平成15年経済産業省告示第129号、平成21年経済産業省第171号)八口。))

- ① 数値目標等を達成する生産性の向上及び財務健全性の向上等に関する、事業再構築計画、経営資源再活用計画又は経営資源融合計画を作成すること。
- ② 以下のアからエまでの4つの要件を全て満たすこと。
 - ア 内外の金融秩序の混乱により、事業者の経営の状況が急激に悪化したと判断される以下のa又はbのいずれかの事由が生じていること。
 - a 事業者の四半期又は3箇月(2008年10月から2009年9月までのいずれかの四半期又は3箇月に限る。)の売上高(当該事業者の連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規制(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。)の売上高を含めることができる。)が前年同期比で20%以上減少していること。

- b 事業者の連続した2四半期又は6箇月(2008年10月から2009年9月までのいずれかの2四半期又は6箇月に限る。)の売上高(当該事業者の連結子会社の売上高を含めることができる。)の合計が前年同期比で15%以上減少していることその他aに準ずる事由が生じていること。
 - イ アに掲げる事由により、事業者が事業再構築計画、経営資源再活用計画又は経営資源融合計画の実施に必要な資金を調達するため、出資が不可欠と判断される以下のa又はbの事由が生じていること。
 - a 融資契約又は社債発行の契約における財務上の特約に係る規定に抵触していること。
 - b 事業者の自己資本の額(当該事業者の連結子会社の自己資本の額を含めることができる。)が前年同期比で25%以上減少していることその他aに準ずる事由が生じていること。
 - ウ 事業者が、指定金融機関による出資を受ける時点において以下のa又はbのいずれかを満たすことが確実であると見込まれることにより、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断されるものであること。
 - a 事業者の国内における従業員数(当該事業者の連結子会社の国内における従業員数を含めることができる。)が5000人以上であること。
 - b 事業者がaを満たす他の事業者にとって代替困難な基幹部品を30%以上供給していることその他aに準ずるものとして当該事業者の事業の継続が困難となった場合に50000人以上の国内雇用に影響を及ぼすおそれがあること。
 - エ 指定金融機関による出資を前提として、当該指定金融機関以外の民間金融機関が事業者に対して融資又は出資を行うことその他これらに準ずる措置を講ずることにより、協調して事業再構築計画、経営資源再活用計画又は経営資源融合計画の実施に取り組むこととなっていること。
- (2) 指定金融機関より、危機対応業務に基づく審査を受けること。

指定金融機関は対象企業に対して出資を行い、対象企業の倒産等によって出資元本に損失が生じた場合、当該損失の一部が日本政策金融公庫により補填されることから、対象企業が出資を受けやすくなる。上記(1)ウの要件によると、当該制度を利用できる企業は、大企業又は他産業等への影響力の大きい企業に限られることになると思われるが、同bについては、柔軟に解釈する余地もあることから、現在の経済環境に照らし、弾力的な運用が望まれる。なお、当該措置は、時限的な措置で、2009年5月1日から2010年3月31日までの期間に行われる出資に限られる(産活法第24条の2、同施行令第4条の2、株式会社日本政策金融公庫法第2条第5号及び第11条第2項第2号)。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の新城浩二(koji.araki@amt-law.com)までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小館浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2009